



鳥取県公報

平成17年 7月29日(金)
第 7 7 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (584) (中部総合事務所県民局)	1
	土地改良区の役員の就退任 (585) (西部総合事務所農林局)	2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (586) (協働推進室)	3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (587) (米子保健所)	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (588) (会計管理室)	3
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課)	4
	一般競争入札の実施 (病院局総務課)	6

告 示

鳥取県告示第584号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年9月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 7月29日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成17年 7月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 花本美雄文化振興会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

計羽 孝之

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字劔474

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主として県民一般に対して、農業がもたらす豊穡の恵に感謝し、農村地域社会における豊かな文化環境の構築に関する事業を行い、農業者が主体となって活力ある農村文化の創造と発展及び農業振興に寄

与することを目的とする。

鳥取県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年7月29日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 二ノ宮 守 政 西伯郡大山町小竹681 - 1
" 近 藤 弘 西伯郡大山町豊成903
" 中 村 公 西伯郡大山町小竹398
" 林 原 忠 徳 西伯郡大山町倉谷510 - 1
" 近 藤 司 西伯郡大山町豊成1047
" 小 西 求 西伯郡大山町豊成576 - 1
" 上 中 朗 弘 西伯郡大山町豊成512
" 小 谷 茂 西伯郡大山町東坪922
" 臼 田 敏 正 西伯郡大山町東坪1171
" 上 田 勲 西伯郡大山町東坪133 - 1
" 金 田 憲 明 西伯郡大山町西坪163
" 角 田 圭 慈 西伯郡大山町西坪174 - 3
監 事 秋 山 龍之助 西伯郡大山町小竹624
" 高 見 晃 西伯郡大山町東坪855 - 1
" 角 田 利 仁 西伯郡大山町西坪244 - 1

平成17年7月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 近 藤 司 西伯郡大山町豊成1047
" 小 西 求 西伯郡大山町豊成576 - 1
" 上 中 朗 弘 西伯郡大山町豊成512
" 林 原 忠 徳 西伯郡大山町倉谷510 - 1
" 中 村 公 西伯郡大山町小竹398
" 臼 田 敏 正 西伯郡大山町東坪1171
" 小 谷 茂 西伯郡大山町東坪922
" 二 宮 教 和 西伯郡大山町豊成919
" 枝 谷 凱 之 西伯郡大山町小竹705
" 川 口 壽 男 西伯郡大山町東坪287
" 佐 伯 守 西伯郡大山町西坪260 - 1
" 角 田 重 明 西伯郡大山町西坪171 - 1
監 事 中 村 富 雄 西伯郡大山町東坪1142
" 吉 田 信 一 西伯郡大山町西坪171 - 2
" 野 口 亨 寿 西伯郡大山町豊成593 - 1

平成17年7月14日就任 任期4年

鳥取県告示第586号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成17年9月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年7月29日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成17年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

理事長 長尾 裕昭

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市鹿野町鹿野1422 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して伝統文化、芸術等の振興を図る活動に取組むとともに、新しいまちづくりを積極的に推進する事業を行う。

そのことにより地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の任期

鳥取県告示第587号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年7月29日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名 称	所 在 地	辞退年月日
薬師寺整形外科医院	米子市東福原五丁目11 - 51	平成17年7月11日
森整形外科医院	米子市夜見町2160	〃

鳥取県告示第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
第2回地域の自立と再生をめざす鳥取自立塾受講料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県企画部地域自立戦略課
企画員 高橋 浩毅
企画員 前田 透
企画員 長岡 孝
主任 東田 有紀
主事 大野木 裕子
- 3 委任期間
平成17年7月29日から同年8月3日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品	ノート型コンピュータ	110台
	デスクトップ型コンピュータ	18台
イ 購入物品	ソフトウェア	一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成17年10月1日から平成21年9月30日まで

(4) 納入期限

平成17年9月30日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース又はレンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成17年7月29日（金）から同年8月18日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7613

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

平成17年7月29日（金）から同年8月8日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に(1)の場所で交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年8月18日（木）午後2時

鳥取県庁第4会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月11日（木）午後2時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に48月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月29日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取県立厚生病院改築等工事(建築)

(2) 工事場所 倉吉市東昭和町

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県立厚生病院の外来・中央診療棟の増築、オイルギアポンプ室棟の新築、ポンプ室棟の新築及び自転車置場の新築(以下「指定工事」という。)並びに既存病棟の改修に係る建築工事を共同企業体による共同施工によって行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事、外構工事、解体工事及び植栽工事と協調を図り実施するものとする。

(4) 工事対象建物の構造及び規模

ア 外来・中央診療棟 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)地下1階、地上7階、塔屋2階、延べ面積10,891.14平方メートル

イ オイルギアポンプ室棟 鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積9.60平方メートル

ウ ポンプ室棟 鉄筋コンクリート造平屋建て、床面積24.40平方メートル

エ 自転車置場 アルミ造平屋建て、床面積67.20平方メートル

オ 病棟(既存) 鉄筋コンクリート造地下1階、地上7階、塔屋2階、延べ面積11,307.56平方メートル

(5) 工期 平成17年10月から平成20年2月29日まで(指定工事については、平成19年3月20日まで)

(6) 予定価格 2,813,136,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員の出資比率が20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成17年鳥取県告示第582号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく建築一般工事に係る一般競争入札参加資格を有している者又は平成17年9月27日（火）までに有する見込みのある者であること。

エ 平成17年8月23日（火）から同年9月27日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、平成17年8月23日（火）までにあらためて入札参加資格を付与されていること。

カ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 経営事項審査（審査基準日が平成15年10月1日から平成16年9月30日まで（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成17年8月23日まで）の間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評定値（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）が、1,200点以上であること。

イ 平成8年度以降に工事が完成し、かつ、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が5,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の建築工事（工事延べ面積が5,000平方メートル以上の増築又は改築工事を含む。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体として施工した実績については、代表者としてのものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 5の(2)により入札参加資格の確認の申請をする者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、5の(2)による申請のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証（以下「監理技

術者資格者証」という。)の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第1項又は第3項の規定により一級建築士の免許を受けた者(以下「一級建築士」という。)又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者(以下「1級建築施工管理技士」という。)であること。

(エ) 平成8年度以降に同種工事を元請として施行した者の主任技術者若しくは現場代理人(同種工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、一級建築士又は1級建築施工管理技士であった者に限る。)又は監理技術者(以下「技術管理者」という。)として施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者としての実績については、代表者の技術管理者としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評定値が、920点以上であること。

イ (3)のウの(ア)に掲げる条件を満たす一級建築士又は1級建築施工管理技士で、本件工事の期間中主任技術者として専任で配置することができるものを有すること。

3 契約担当部局

鳥取県病院局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課(鳥取県庁議会棟3階) 電話0857 - 26 - 7207

(2) 入札説明書等の入手方法

入札説明書は、平成17年7月29日(金)から同年8月23日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/byouinsoumu/>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。また、設計図書の入手方法については、(1)の問合せ先に照会すること。

ア 交付期間及び時間

平成17年7月29日(金)から同年8月23日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月27日(火)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時まで)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第22会議室(第2庁舎8階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この入札に参加を希望する者は、次により、共同企業体の構成員ごとに作成した競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「申請書等」という。)を持参し、又は郵便若しくは信書便により送付し、2の競争入札参加資格に適合することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 提出期間及び時期

4の(2)のアに同じ。

イ 提出場所又は送付先

4の(1)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）、財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 申請書等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

イ 申請書等の作成及び工事内容に関する説明会は行わない。

ウ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the Tottori Prefectural Kosei Hospital

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5:00 PM,23 August,2005

(3) Date and time for tender submission :

10:00 AM,27 September,2005 (Deadline for the submission of tenders by registered mail:5:00 PM,26 August,2005)

(4) Please contact:Prefectural Hospital Management Division,Tottori Prefectural
Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan,TEL 0857 - 26 - 7207